

## 名古屋市立大学学位規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）の規定に基づき、名古屋市立大学（以下「本学」という。）において授与する学位について、名古屋市立大学学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第1号。以下「本学学則」という。）及び名古屋市立大学大学院学則（平成18年公立大学法人名古屋市立大学学則第2号。以下「本学大学院学則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(一部改正 平成22年達第50号)

### (学位の種類)

第2条 本学において授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

### (学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

2 修士及び博士の学位は、本学大学院学則の定めるところにより、本学大学院研究科の課程を修了した者に授与する。

3 博士の学位は、前項の規定にかかわらず、本学大学院学則第17条の規定により、本学大学院に学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、本学大学院研究科博士課程に所定の年限以上在学して所要の単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者と同等以上の学力があると認められた者にも授与することができる。

(一部改正 平成24年達第88号、平成28年達第31号)

### (論文の提出)

第4条 前条第2項の規定により学位の授与を申請する者は、学位授与申請書（第1号様式及び第2号様式）に学位論文（前期課程及び修士課程の修了者にあつては、学位論文又は本学大学院学則第15条第1項に規定する特定の課題についての研究成果をいう。以下同じ。）及び附属書類を添えて、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。

2 前条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者は、学位授与申請書（第3号様式）に学位論文、附属書類及び学位審査料36,000円を添えて、当該研究科長を経て学長に提出しなければならない。ただし、本学大学院研究科博士課程に所定の期間在学し、所要の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者（学位論文について審査を受けたが、その審査に合格しなかった者を除く。）であつて本学を退学した者が、再入学をしないで博士の学位の授与を申請する場合の学位審査料は、退学後1年以内に論文を提出するときにあつては、これを免除する。

3 提出した学位論文及び納付した学位審査料は、還付しない。

(一部改正 平成24年達第31号及び第88号、平成25年達第70号、平成28年達第31号)

### (論文)

第5条 学位論文は一編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

2 研究科教授会において必要と認めるときは、論文の訳本、模型、標本その他資料等を提出させることができる。

(一部改正 平成24年達第31号及び第88号、平成27年達第27号)

(論文の受理)

第6条 学位論文の受理は、当該論文の専攻分野の属する研究科教授会の議を経て学長が決定し、当該研究科教授会にその審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条の規定により、学位論文の審査を付託された研究科教授会は、論文内容に関連する科目担当の教授及び准教授の中から3名以上の審査委員を選出して、審査委員会を設け審査を行う。

2 前項の審査委員を選出する際に、研究科教授会は、審査委員のうちから主査を1名決定しなければならない。この場合において、薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻における博士論文の審査にあつては、審査委員のうち1名以上を論文内容に関連する科目を担当する名古屋工業大学共同ナノメディシン科学専攻の教員を充てるものとする。

3 研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、大学院の専任の講師を審査委員とすることができる。

4 第1項の規定にかかわらず、研究科教授会は、審査のため必要があると認めるときは、本学の他の研究科、他の大学院、研究所等の教員等を審査委員とすることができる。

(一部改正 平成19年達第47号、平成24年達第88号、平成25年達第25号)

(審査、最終試験及び試問)

第8条 審査委員会において行う審査は、第3条第2項の規定により学位の授与を申請する者については学位論文の審査及び最終試験とし、同条第3項の規定により博士の学位の授与を申請する者については学位論文の審査及び試問とする。

2 前項の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について口答又は筆答試験により行う。

3 第1項の試問は、口答及び筆答試験により、専攻学術及び研究主題並びに外国語について、本学大学院研究科博士課程を修了して博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。この場合において、外国語に関する試問は、原則として2種類を課する。

4 第4条第2項ただし書きの規定により、医学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後4年以内、薬学研究科博士課程、経済学研究科博士課程、人間文化研究科博士課程、芸術工学研究科博士課程又は理学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後3年以内、看護学研究科博士課程を退学し博士の学位の授与を申請する者にあつては退学後1年以内にそれぞれ学位論文を提出したときは、試問を免除することができる。

(一部改正

平成21年達第97号、平成24年達第88号、平成28年達第31号、令和2年達第43号)

(審査期間)

第9条 第4条第1項の学位論文は、在学中に提出され、その審査及び最終試験を終了するものとする。

2 第4条第2項の学位論文審査及び試問は、学位論文を受理した日から1年以内に終了するものとする。ただし、特別な事情があるときは、研究科教授会の議を経てその期間を1年以内に限り延長することができる。

(一部改正 平成28年達第31号)

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び最終試験又は試問を終了したときは学位論文の内容の要旨、学位論文審査の要旨及び最終試験の結果の要旨又は学力確認の結果の要旨に、学位の授与について意見を添え、研究科教授会に文書で報告しなければならない。

(研究科教授会の審議)

第11条 研究科教授会は、前条の報告に基づいて審議し、次の各号に掲げる学位の授与を申請する者の区分に応じ、当該各号に定める内容について議決するものとする。

(1) 第3条第2項の規定に該当する者 学位論文及び最終試験の可否

(2) 第3条第3項の規定に該当する者 学位論文及び試問の可否

2 前項の議決は、当該研究科教授会の構成員総数の3分の2以上が出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中のため出席できない委員は、委員の数に参入しない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科教授会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書で学長に報告しなければならない。

(学位の授与及び専攻分野の名称)

第13条 学長は、第3条第1項の規定に該当する者に対して、当該学部教授会の議を経て、学位記(第4号様式)により学位を授与する。

2 学長は、第3条第2項及び第3項の規定に該当する者に関して、前条の報告に係る審議が適切に行われたと認めるときは、当該報告に基づいて、次の各号に掲げる学位の授与を申請する者の区分に応じ、当該各号に定める内容について決定するものとする。

(1) 第3条第2項の規定に該当する者 当該研究科の課程修了の可否

(2) 第3条第3項の規定に該当する者 学位授与の可否

3 学長は、前項の規定により当該研究科の課程修了又は学位授与を可とした者に対しては学位記(第5号様式、第5号の2様式及び第6号様式)により学位を授与し、学位を授与できない者に対してはその旨を通知する。

4 前3項により学位を授与する場合にあっては、次の表の区分に応じ、それぞれ専攻分野の名称を付記するものとする。

学位	区分	専攻分野の名称
学士	医学部	医学

	薬学部薬学科	薬学
	薬学部生命薬科学科	薬科学
	経済学部公共政策学科	経済学
	経済学部マネジメントシステム学科	経営学
	経済学部会計ファイナンス学科	経営学
	人文社会学部	人文社会学
	芸術工学部	芸術工学
	看護学部	看護学
	総合生命理学部	理学
修士	医学研究科	医科学
	薬学研究科	薬科学
	経済学研究科経済学専攻	経済学
	経済学研究科経営学専攻	経済学又は経営学
	人間文化研究科	人間文化
	芸術工学研究科	芸術工学
	理学研究科	理学
	看護学研究科	看護学
博士	医学研究科	医学
	薬学研究科創薬生命科学専攻	薬科学
	薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻	ナノメディシン科学
	薬学研究科医療機能薬学専攻	薬学
	経済学研究科経済学専攻	経済学
	経済学研究科経営学専攻	経済学又は経営学
	人間文化研究科	人間文化
	芸術工学研究科	芸術工学
	理学研究科	理学
	看護学研究科	看護学

5 外国人留学生のうち希望者に対して、学位記の副本（第7号様式から第19号様式まで）を発行する。

（一部改正 平成19年達第8号、第105号及び第112号、平成22年達第50号、平成24年達第31号及び第88号、平成25年達第25号、平成26年達第83号、平成27年達第47号、平成28年達第31号、平成30年達第17号、令和2年達第43号）

（学位論文要旨等の公表）

第14条 本学は、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、その学位論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

（一部改正 平成25年達第70号）

（学位論文の公表）

第15条 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その

学位論文の全文を公表しなければならない。ただし、学位を授与される前に、既にこれを公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、前項の学位論文の全文の公表に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学は、当該学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供する。
- 3 前項の場合において、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由が無くなった場合には、速やかにその学位論文の全文を公表しなければならない。
- 4 前3項の規定により学位論文又はその学位論文の内容を要約したものを公表するときは、名古屋市立大学審査学位論文又はその要約である旨を明記しなければならない。
- 5 博士の学位を授与された者が行う前4項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
- 6 前条及びこの条に規定する公表の方法については、別に定める。

(一部改正 平成25年達第70号)

(学位の名称)

第16条 本学において学位を授与された者がその学位の名称を用いるときは、当該学位に本学の名称を付記するものとする。

(学位授与の取消)

第17条 学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、学士の学位については当該学部教授会の議を経て、修士及び博士の学位については当該研究科教授会の議を経て、その授与した学位を取り消し、学位記を返還させる。

(1) 不正の方法により学位を受けた事実が判明したとき。

(2) 学位を授与された者が、その名誉を汚辱する行為があったとき。

- 2 当該学部教授会又は当該研究科教授会において前項の議決をする場合には、第11条第2項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第18条 本学において博士の学位を授与したときは、学長は、省令第12条の規定により文部科学大臣に報告する。

(補則)

第19条 この規定で定めるもののほか必要な事項は、学士の学位については学部長が当該学部教授会の、修士及び博士の学位については研究科長が当該研究科教授会の議を経た後、学長の承認を経て定めることができる。

(一部改正 平成27年達第47号)

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、発布の日（以下「発布日」という。）から施行し、平成18年4月1日から適用する。

(名古屋市立大学学位規程の廃止)

- 2 名古屋市立大学学位規程（昭和41年名古屋市立大学達第1号）は、廃止する。  
（経過措置）
- 3 発布日以前に前項の規定による廃止前の名古屋市立大学学位規程の規定に基づいて行なわれた学位の授与その他の行為は、この規程の規定により行なわれたものとみなす。
- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し、必要な経過措置は、別に定める。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第8号）

- 1 この規程は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成19年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成18年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成19年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第47号）

この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第105号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成18年度に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）した薬学部の学生及び平成19年度以後に入学した学生に係る学位について適用し、その他の学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成18年度以後に転入学等した学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成19年公立大学法人名古屋市立大学達第112号）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年公立大学法人名古屋市立大学達第97号）

この規程は、発布の日から施行する。ただし、第8条第4項の改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年公立大学法人名古屋市立大学達第50号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の規定は、平成22年度以後に入学（転入学、再入学及び学士入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成21年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成22年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改

正後の第13条第4項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。
- 2 この規程による改正後の第13条第4項の表及び第14号様式の規定は、平成24年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）又は進学する学生に係る学位について適用し、平成23年度以前に入学又は進学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成24年度以後に転入学等する学生に係る学位については、この規程による改正後の第13条第4項の表及び第14号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成24年公立大学法人名古屋市立大学達第88号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第13条第4項及び第10号様式の改正規定は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第4項及び第10号様式の規定は、平成25年度以後に入学（転入学、再入学、学士入学及び第3年次編入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成24年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成25年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第4項及び第10号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第25号）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。ただし、第7条の改正規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成25年公立大学法人名古屋市立大学達第70号）

- 1 この規程は、発布の日から施行し、この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 改正後規程第14条及び第15条の規定は、平成25年度以後に博士の学位を授与した場合について適用し、平成24年度以前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

附 則（平成26年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）

- 1 この規程は、発布の日から施行する。ただし、第13条第4項及び第19号様式の改正規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第4項及び第19号様式の規定は、平成27年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成26年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成27年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第4項及び第19号様式の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。

よる。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 27 号）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年公立大学法人名古屋市立大学達第 47 号）  
この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年公立大学法人名古屋市立大学達第 9 号）  
この規程は、平成 28 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第31号）

- 1 この規程は、平成28年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程による改正後の名古屋市立大学学位規程（以下「改正後規程」という。）第13条第 4 項の規定は、平成28年度以後に入学（転入学及び再入学（以下「転入学等」という。）を除く。）する学生に係る学位について適用し、平成27年度以前に入学した学生に係る学位については、なお従前の例による。
- 3 平成28年度以後に転入学等する学生に係る学位については、改正後規程第13条第 4 項の規定にかかわらず、その者の属する年次の在学生の例による。
- 4 前 2 項の規定にかかわらず、改正後規程第 3 条、第 4 条、第 8 条及び第 9 条の規定は、平成28年度以後に博士過程又は博士後期課程に入学（転入学等を含む。）又は進学する学生に係る学位について適用し、平成27年度以前に入学又は進学した学生に係る学位については、なお従前の例による。

附 則（平成28年公立大学法人名古屋市立大学達第83号）  
この規程は、発布の日から施行する。

附 則（平成30年公立大学法人名古屋市立大学達第17号）  
この規程は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年公立大学法人名古屋市立大学達第43号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。



第1号様式（修士）

			年	月	日
名古屋市立大学長 様					
		大学院	学研究科	専攻	
(氏名)					
学位授与申請書					
名古屋市立大学学位規程第4条第1項の規定により下記書類を添え、 修士（ ）の学位の授与を申請いたします。					
記					
1	履歴書			通	
2	論文目録			部	
3	学位論文			部	
4	参考論文	各編につき			部
5	学位論文内容要旨			部	

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

第2号様式（課程博士）

			年	月	日
名古屋市立大学長 様					
		大学院	学研究科	専攻	
(氏名)					
学位授与申請書					
名古屋市立大学学位規程第4条第1項の規定により下記書類を添え、 博士（ ）の学位の授与を申請いたします。					
記					
1	履歴書			通	
2	論文目録			部	
3	学位論文			部	
4	参考論文	各編につき			部
5	学位論文内容要旨			部	

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

第3号様式（論文博士）

		年	月	日
名古屋市立大学長 様				
(住所)				
(氏名)				
学位授与申請書				
名古屋市立大学学位規程第4条第2項の規定により下記書類を添え、 博士（ ）の学位の授与を申請いたします。				
記				
1	履歴書			通
2	論文目録			部
3	学位論文			部
4	参考論文	各編につき		部
5	学位論文内容要旨			部

備考 書類の提出部数は、各研究科において別に定める。

(一部改正 平成21年達第97号)

第4号様式（学士）

		第	号
卒	業	証	書
学	位		記
(氏名)			
		年	月 日生
本学	学部	学科所定の課程を修めて本学を卒業したことを 認め学士（ ）の学位を授与する	
年	月	日	
		名古屋市立大学	学部長 印
		名古屋市立大学長	印

第5号様式（修士並びに課程博士（薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻を除く。））

学	位	記	第	号
(氏名)				
年 月 日生				
本学大学院	学研究科	専攻	博士課程において前期課程の	修
所定の単位を修得し学位論文の審査および最終試験に合格したので				博士
（ ）の学位を授与する				修
年 月 日				
名古屋市立大学				印

(一部改正 平成25年達第25号)

第5号の2様式（課程博士（薬学研究科共同ナノメディシン科学専攻））

学	位	記	第	号
(氏名)				
年 月 日生				
名古屋市立大学大学院薬学研究科及び名古屋工業大学大学院工学研究科の共同ナノメディシン科学専攻の博士後期課程を修了したので				
博士（ナノメディシン科学）の学位を授与する				
年 月 日				
名古屋市立大学				印
名古屋工業大学				印

(一部改正 平成25年達第25号、平成28年達第9号)

第6号様式 (論文博士)

学 位 記 論 第 号
(氏 名)
年 月 日生
本大学に学位論文を提出し所定の審査および試験に合格したので博士 ( ) の学位を授与する
年 月 日
名古屋市立大学 印

第7号様式 (学士 (医学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE MEDICAL SCHOOL HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF BACHELOR OF MEDICINE AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED (年月日)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT
(学部長署名) DEAN	

(一部改正 平成19年達第105号、平成26年達第83号)

第8号様式 (学士 (薬学) 及び学士 (薬科学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE FACULTY OF PHARMACEUTICAL SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
[ BACHELOR OF SCIENCE IN PHARMACY ]	
[ BACHELOR OF SCIENCE IN PHARMACEUTICAL AND LIFE SCIENCE ]	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
PHARMACEUTICAL SCIENCES	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DETED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号)

第9号様式 (学士 (経済学) 及び学士 (経営学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
THE FACULTY OF ECONOMICS	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF ARTS	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[ ECONOMICS ]	
[ BUSINESS ADMINISTRATION ]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号)

第10号様式 (学士 (人文社会学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF ARTS	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[ HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES ]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成24年達第88号)

第11号様式 (学士 (芸術工学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF DESIGN AND ARCHITECTURE	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF DESIGN AND ARCHITECTURE	
IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN	
[ INFORMATICS AND MEDIA DESIGN ]	
[ INDUSTRIAL INNOVATION DESIGN ]	
[ ARCHITECTURE AND URBAN DESIGN ]	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成30年達第17号)

第12号様式 (学士 (看護学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF NURSING	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELORE OF NURSING	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成19年達第105号)

第12号の2様式 (学士 (理学))

NAGOYA CITY UNIVERSITY	
Certificate No.	
NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF	
SCHOOL OF BIOLOGY AND INTEGRATED SCIENCES	
HAS CONFERRED UPON	
(氏 名)	
BORN (生年月日)	
THE DEGREE OF	
BACHELOR OF SCIENCE	
AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF.	
DATED(年月日)	
(学部長署名)	(TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL)
DEAN	(学長署名)
	PRESIDENT

(一部改正 平成30年達第17号)



第13号様式（修士（医科学）及び博士（医学））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF MEDICINE HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF MEDICAL SCIENCE ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN MEDICAL SCIENCES AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号、第112号)

第14号様式（修士（薬科学）並びに博士（薬科学）及び博士（薬学））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF PHARMACEUTICAL SCIENCES HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF SCIENCE ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN [ PHARMACEUTICAL SCIENCES ] [ PHARMACEUTICAL SCIENCES ] [ PHARMACY ] AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成24年達第31号)

第14号の2様式 (博士 (ナノメディシン科学))

Nagoya City University		Degree No. _____
Name : (氏 名)		
Date of Birth : (生年月日)		
We hereby certify that the person named above completed the Doctor Course in the Cooperative Major in Nanopharmaceutical Sciences, Nagoya City University and Nagoya Institute of Technology, and was conferred the degree of Doctor of Nanopharmaceutical Sciences on (年月日)		
Official Seal of the University		
公印		
Official Seal of the Institute		
公印		
(学長署名) Xxxx xxxx President, Nagoya City University		
(学長署名) Yyyyy yyyy President, Nagoya Institute of Technology		
This is an authorized translation of the original		

(一部改正 平成25年達第25号、平成28年達第9号、平成28年達第83号)

第15号様式（修士（経済学）及び博士（経済学））

<p>NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF ARTS ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN ECONOMICS AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED (年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号)

第15号の2様式（修士（経営学）及び博士（経営学））

<p>NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF ECONOMICS HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF ARTS ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN BUSINESS ADMINISTRATION AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED (年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成28年達第31号)

第16号様式（修士（人間文化）及び博士（人間文化））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF ARTS ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN HUMANITIES AND SOCIAL SCIENCES AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED (年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号)

第17号様式（修士（芸術工学）及び博士（芸術工学））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF DESIGN AND ARCHITECTURE HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF DESIGN AND ARCHITECTURE ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN DESIGN AND ARCHITECTURE AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号、平成30年達第17号)

第18号様式（修士（看護学）及び博士（看護学））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF NURSING HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF [ MASTER OF NURSING ] [ DOCTOR OF PHILOSOPHY ] IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN NURSING AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日)  (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
--

(一部改正 平成19年達第105号)

第19号様式（修士（理学）及び博士（理学））

<p style="text-align: center;">NAGOYA CITY UNIVERSITY Certificate No. NAGOYA CITY UNIVERSITY, ON RECOMMENDATION OF THE GRADUATE SCHOOL OF SCIENCE HAS CONFERRED UPON (氏 名) BORN (生年月日) THE DEGREE OF ( MASTER OF SCIENCE ) ( DOCTOR OF PHILOSOPHY ) IN ACKNOWLEDGEMENT OF ACHIEVEMENT IN RESEARCH AND ADVANCED STUDIES IN SCIENCE AND HAS GRANTED THIS DIPLOMA AS EVIDENCE THEREOF. DATED(年月日) (TRANSLATED FROM THE JAPANESE ORIGINAL) (学長署名) PRESIDENT</p>
---

(一部改正)

平成19年達第105号、平成22年達第50号、平成26年達第83号、令和2年達第43号)